

別紙

諮問第1654号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都保健医療計画推進協議会公募委員選定委員会の議事次第・議事内容・議事録・会議資料等」及び「東京都保健医療計画推進協議会委員募集要綱、同審査会要領、同委員募集要領等」の開示請求（以下、併せて「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が令和4年7月29日付けで行った不存在を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は、妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和4年9月27日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年11月30日に実施機関から理由説明書を収受し、令和5年6月28日（第211回第三部会）から同年10月30日（第214回第三部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件非開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、請求に係る公文書が存在しないとして、不存在を理由とする本件非開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件非開示決定を取り消し、公文書を特定の上で開示を求める旨主張しているので、審査会は、本件非開示決定の妥当性について検討するものとする。

イ 東京都保健医療計画推進協議会について

(ア) 東京都保健医療計画推進協議会について

東京都保健医療計画推進協議会（以下「協議会」という。）は東京都保健医療計画推進協議会設置要綱（平成元年7月10日付元衛総企第41号。以下「設置要綱」という。）に基づき、東京都における保健医療計画の総合的かつ円滑な推進を図るため、設置されているものである。

(イ) 協議会の委員について

設置要綱第3では「協議会は、学識経験を有する者、保健医療に従事する者、保健医療を受ける立場の者及び関係行政機関の職員等のうちから、福祉保健局長が委嘱又は任命する委員33人以内をもって構成する。」と定められ、第4では「委員の任期は、2年とする。」と定められている。実施機関は、保健医療を受ける立場の者の代表として、都民から公募、選定をした協議会の委員（以下「公募委員」という。）を任命しており、2年の任期ごとに公募委員の選考を実施していると説明する。

(ウ) 公募委員の選考方法について

実施機関は、公募委員の選考（以下「本件選考」という。）について、「広報東京都」や福祉保健局ホームページに応募資格や申込方法等の応募に当たって必要な情報を掲載し公募を行っている」と説明する。

また、本件選考は作文審査による第一次選考と面接審査による第二次選考からなり、第一次選考通過者のうち、第二次選考の採点結果の上位者を公募委員に選

定しており、選定委員会は設置していないことから、これに係る議事次第等は存在しないと説明する。

さらに、公募委員の選考に当たっては、事務担当者が2年の委員任期ごとに前回の事務内容を踏襲して行っているため、協議会委員募集に係る要綱等は存在しないと説明する。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、公募委員の募集を行うに当たり、通常は募集要綱や選考方法、基準等を定めるものと思料されるところ、原処分は不存在による非開示決定であり、違法不当な処分であるから、これを取り消すべき旨主張する。

審査会が令和4年の本件選考に係る起案文書を見分したところ、設置要綱に基づき協議会が運営されていることが明記されているものの、他に根拠となる要綱や要領等に関する記載は確認されなかった。

しかしながら、公募委員の選考方法について、募集要綱等が存在しないとする実施機関の説明はあったが、審査会が事務局をして過去の選考結果について実施機関へ確認させたところ、平成15年9月12日付起案の「東京都保健医療計画推進協議会委員公募要綱及び東京都保健医療計画推進協議会公募委員選考要領の改正及び東京都保健医療計画推進協議会公募委員選考基準の制定について」（15健総企第171号。以下「平成15年文書」という。）が発見され提出された。

実施機関は、平成15年文書がいつ頃まで公募委員の選考方法の根拠として使用されていたか不明であり、少なくとも現行の公募委員の選考においては根拠としていないことから、本件開示請求の対象公文書には該当しない旨説明する。

審査会が平成15年文書を見分したところ、当該文書は東京都保健医療計画推進協議会委員公募要綱の改正案（以下「平成15年公募要綱」という。）、東京都保健医療計画推進協議会公募委員選考要領の改正案（以下「平成15年選考要領」という。）及び東京都保健医療計画推進協議会公募委員選考基準の制定案（以下「平成15年選考基準」という。）が起案されている文書であることが確認された。

また、平成15年公募要綱には現行の本件選考の公募内容と部分的に一致する内容が記載されているものの、平成15年選考要領及び平成15年選考基準には、選考委員会に関する規定や応募者の属性を考慮した選考の方法等が定められており、現行の

選考方法とは実質的に異なっていることが確認された。

さらに、実施機関によると、平成15年文書を廃止する旨の起案や平成15年以降の選考方法を規定する要綱等は発見できなかったとのことである。

以上を踏まえると、平成15年文書は実務上使用されているものとは認められないことから、本件開示請求の対象公文書として特定することは妥当ではなく、他に本件開示請求に係る文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、実施機関が本件開示請求について不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査会は上記のとおり判断したが、都の公の機関である協議会の委員を公募、選定するに際しては、通常何らかの規程や募集要綱等の基準に基づき実施されるものと考えられ、それらの手続を明確化することが行政の透明性の確保と都民の信頼醸成につながることから、実施機関にあっては、公募委員の選考に係る要綱等を整備し、これを公開するなど、適切に対応することを望むものである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、實金 敏明、峰 ひろみ